

官民連携による（仮称）柴田町総合体育館建設 住民説明会（令和3年10月9日、10日開催）質疑応答（概要）

質問及び意見		回答及び町の対応方針
(1)	バスケットボールコート2面の広さとは、正規のサイズでしょうか？	要求水準書では、公式バスケットボールコート2面がとれる広さとしています。今回、民間事業者が提案する内容にもよりますが、船岡体育館と比べれば、だいぶ広くなります。
(2)	基本構想では防災拠点施設として、1km圏内4,000人を収容するとなっておりますが、コロナ禍での3密対策を考えると、現実的ではないと思われませんか？	災害発生直後の一時的な避難の場合と避難生活が長期化する場合とでは、一人当たりに必要な床面積は変わってきます。今後、民間事業者から提案される総合体育館のアリーナ面積などに基づいて、避難所への収容人数についてはあらためて精査することとしています。
(3)	災害が発生し、総合体育館が避難所となる場合、その運営は民間事業者が行うのでしょうか？	自然災害をはじめ、ワクチン接種会場など、有事においては、町が主体となって総合体育館を活用します。災害対策本部は役場庁舎に設置しますが、避難所運営は町職員主導のもと、民間事業者と連携してあたることとなります。
(4)	水害の場合、総合体育館は安全な場所として判断してよいのでしょうか？	令和2年度に、陸上自衛隊にお願いし、平均70cmから80cm程度の盛り土を行いましたので、水害の際に避難されても、大丈夫な高さになります。
(5)	官民連携（PPP）方式のメリットばかりではなく、デメリットも教えてください。	民間事業者による総合体育館の建設や運営について、「安かろう悪かろう」といったことにならないかとの心配の声を聞きます。しかし、そうならないように、町では民間事業者に対して、双方合意のもとでモニタリング（監視行為）を実施していくこととしています。
(6)	現在、学校の体育施設等を使用する場合、団体であれば調整会議において予約ができますが、新たな総合体育館の予約はどのようになりますか？	調整会議での予約システムは、早い者勝ちではありませんので、この方式が良いというご意見もいただいています。今後さらに、当日の使用の申し込みを可能とするなど、総合体育館の供用開始までに、体育施設の使い勝手を良くするための予約システムについて、民間事業者と話を進めてまいります。
(7)	総合体育館建設後の、周辺道路の交通混雑や周辺住宅地の側溝の水の流れ具合などに問題もあるので、定期的に会合を開いて欲しいと思います。	県道には、右折・左折レーンを設置します。信号機は交通量によって、その必要性が判断されます。また、側溝の整備については、令和4年度以降に順次進めてまいります。総合体育館建設にあたっては、周辺地域の皆様に対し丁寧に説明してまいります。
(8)	総合体育館が建設されたら、船岡体育館や槻木体育館は廃止となるのですか？	総合体育館が完成した後、船岡体育館は、住民や利用者の意向を確認し、他の用途への転用について検討します。その間、長寿命化のための修繕等を行います。槻木体育館は老朽化のため、施設を廃止し、除去しますが、廃止の時期については住民や利用者とは話し合いをすることになっています。
(9)	総合体育館の建設について民間事業者から提案を募集するということが、もし、1社のみが提案した場合や提案がなかった場合はどうするのでしょうか？	町ではこれまで、総合体育館建設に関して12の民間事業者と官民連携（PPP）による対話を行ってきました。もしも、提案が1社しかなかったとしても、自動的に優先交渉権者が決まるのではなく、提案内容が要求水準を満たしているかどうか審査することになります。また、提案がなかった場合には、その原因などについて調査や検証を行い、その結果を議会に報告し、今後の対応を協議していくこととなります。
(10)	リスクの分担について、新しい体育館の床下、床上まで浸水した場合は土地のリスクなのか、建物を管理する民間事業者のリスクなのか、どういう判断になりますか？	リスク分担は、提案された民間事業者と詰めていく作業になります。最終的に、双方合意のうえで契約に至ります。まだ、建物について、町の所有になるかリースとなるかは決まっていないので、細かな部分は申し上げられません。
(11)	提案を募集してから決定まで4ヶ月ほどしかないが、民間事業者は十分に検討できるのでしょうか？	提案期間を補うために7月2日に実施方針を公表し、民間事業者とも対話をしてきました。民間事業者から募集要項についての質問の受付や対話期間を設け、スケジュールどおりに提案していただくよう進めています。

質問及び意見		回答及び町の対応方針
(12)	民間事業者の運営だと、体育館の名称はどうなりますか？	総合体育館を設置する条例上の名称としては、柴田町総合体育館といった表現が一般的です。愛称については、建物の所有権が町であればネーミングライツを導入することも考えられますが、現時点では未定です。
(13)	総合体育館は生涯スポーツとして利用されていくが、体育館までのアクセスや使用料についてはどのようになりますか。	総合体育館に限らず、公共施設等へのアクセスは、町の喫緊の課題です。今後とも町内における公共交通のあり方を、継続して検討してまいります。また、使用料については今後条例で定めるようになりますが、冷暖房等の使用などは受益者負担という考えもありますことをご理解ください。
(14)	PPP/PFI手法では民間に建設等をお願いして、それに見合ったものを支払う、DB・DBO方式では頭金を払って、残りを支払っていくという解釈でよろしいでしょうか。	PPP/PFI手法により総合体育館を建設し、運営していく場合、従来の整備手法のような頭金は必要なく、サービス対価として割賦払いをしていくか、リース料として毎年料金を支払っていくこととなります。DB・DBO方式の場合は頭金を準備し、支払った後残りは借金で賄い、毎年返済していくこととなります。
(15)	建設予定地内の余剰地には学校給食センターの建設も望ましいと考えますが、余剰地の活用についてどのように検討していますか。	今回、当該敷地に建設する施設は総合体育館とし、民間事業者から事業提案を募集しますので、余剰地に学校給食センターを建設するものではありません。しかし、余剰地を活用した事業提案については、民間事業者の自主事業として認めています。
(16)	敷地内に遊具を設置してもらいたいです。	民間事業者の提案によりますが、最近は防災機能を兼ねた遊具もあるようです。遊具の設置については、今後、優先交渉権者となった民間事業者と協議してまいります。